

令和 2 年 度

公共用水域及び地下水の水質
の状況についての測定結果
(資料編)

徳 島 県

は じ め に

本書は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき作成した令和2年度の測定計画により、国土交通省、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市及び北島町が測定した公共用水域及び地下水の水質の状況について、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき公表するため、その結果をとりまとめたものである。

徳 島 県

目 次

第 1 章 測定地点等-----	1
1 公共用水域-----	2
(1) 測定地点-----	3
(2) 測定結果の見方-----	9
2 地下水-----	10
(1) 測定地点-----	11
(2) 測定結果の見方-----	12
第 2 章 公共用水域及び地下水の水質の状況-----	13
1 公共用水域-----	14
(1) 河川測定結果-----	15
(2) 海域測定結果-----	177
(3) 底質測定結果-----	239
2 地下水-----	240
(1) 地下水質測定結果-----	241